

ばく露作業報告対象物の主な性状、有害性及び用途の例

	物質名 (CAS No) 【コード番号】 (報告を要しない含有率)	主な別名	主な有害性情報	用途の例
平成 19 年度 報告 対象 物質	1 2, 3-エポキシ- 1-プロパノール (556-52-5) 【90】 (0.1%未満)	グリシドール	発がん性 (IARC: 2A)、 特定標的臓器/全身毒性 (単回 ばく露) 等 2ppm	エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応希釈剤、 樹脂安定剤、木綿等の改質剤、分散染料の染 色改良剤
	2 塩化ベンゾイル (98-88-4) 【102】 (1%未満)	ベンゾイルクロリ ド、ベンゾイルクロ ライド、アルファ- クロロベンズアル デヒド	発がん性 (IARC: 2A) 眼に対する重篤な損傷性/刺 激性、特定標的臓器/全身毒性 (反復ばく露) 等 0.5ppm	有機過酸化原料、染料原料、香料原料、ベン ゾイル基導入剤、その他の有機合成用
	3 オルトトルイジ ン (95-53-4) 【406】 (0.1%未満)	2-アミノトルエン、2 -メチルアニリン、1 -アミノ-2-メチル ベンゼン、オルトト リルアミン	発がん性 (IARC: 2A) 特定標的臓器/全身毒性 (単回 ばく露) 等 2ppm	アゾ系及び硫化系染料、有機合成、溶剤、サ ッカリン、p-トルイジン等合成原料、染料 製造用の特殊溶剤、染料、ゴム化学品、医薬 品及び農業の製造中間体
	4 クレオソート油 (8001-58-9) 【140】 (0.1%未満)	カーボンブラック 油	発がん性 (IARC: 2A)、 生殖毒性等	カーボンブラック原料、木材防虫防虫剤 (注 入用、塗布用)、漁網染料、選鉱剤、消毒剤、 洗浄油、燃料
	5 1, 2, 3-トリク ロプロパン (96-18-4) 【392】 (0.1%未満)	トリクロロヒドリ ン、三塩化アリル	発がん性 (IARC: 2A)、 眼に対する重篤な損傷性/刺 激性、特定標的臓器/全身毒性 (反復ばく露) 等、10ppm	ポリスルホン液状ポリマー及びジクロロプロ ペンの製造中間体、ポリスルフィド合成の 架橋剤、ヘキサフルオロプロピレンの合成
	6 ニッケル化合物(ニ ッケルカルボニル を除く) 【418】 (0.1%未満)		発がん性 (IARC: 1)、呼 吸器感受性、皮膚感受性等 0.1mg/m ³ (水溶性無機化合物) 0.21mg/m ³ (不溶性無機化合 物)	メッキ、触媒、媒染剤、窯業顔料、アルミ着 色剤、電池、金属表面処理剤、試薬、電鍍、 精錬 【ニッケル金属、ニッケル合金は含まない】
	7 砒素及びその化合 物(三酸化砒素を除 く) 【458】 (0.1%未満)		発がん性 (IARC: 1)、生 殖毒性等 0.011mg/m ³	拡散、エピタキシャルガス、イオン注入、化 合物半導体用ガス、木材防虫剤、医薬品原料、 染料原料、顔料、触媒、農業、ガラスの脱色 剤、脱硫剤、殺菌剤、漁網/皮革防虫剤、散 弾鉛硬化剤 【ガリウム砒素を含む】
	8 フェニルオキシラ ン (96-09-3) 【469】 (0.1%未満)	ステレンオキシド、 酸化ステレン、ステ レンエポキシド	発がん性 (IARC: 2A)、 皮膚腐食性/刺激性、眼に対 する重篤な損傷性/刺激性等	フェニルエチルアルコール・フェニルアラ ニンなどの原料、合成樹脂原料、香料
	9 弗化ビニル (75-02-5) 【486】 (0.1%未満)	フルオロエチレン	発がん性 (IARC: 2A)、 特定標的臓器/全身毒性 (反復 ばく露) 等、1ppm	弗化ビニル単重合体や他の弗化物との共重 合体の生産原料
	10 プロモエチレン (593-60-2) 【498】 (0.1%未満)	臭化ビニル	発がん性 (IARC: 2A)、 特定標的臓器/全身毒性 (反復 ばく露) 等、0.5ppm	難燃剤 (主にカーペットの裏打ち用のアクリ ル繊維の製造におけるポリマー)、コポリマ ー、ポリマー、医薬品、燻蒸剤、有機合成中 間体

【コード番号】 労働安全衛生法施行令別表第9中の該当物質の番号をいう。

OOppm, mg/m³

ACGIH (米国産業衛生専門家会議) のTLV (ばく露限界) のことである。

IARC: 1

人に対して発がん性がある。

IARC: 2A

人に対しておそらく発がん性がある。

労働安全衛生規則（抜粋）

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じん^ニにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づく告示

○平成18年厚生労働省告示第25号（平成19年3月一部改正 平成19年4月1日から適用）

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）

第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

物	含有量（重量パーセント）
二・三-エポキシ- ^ニ プロパノール	0.1パーセント未満
塩化ベンゾイル	1パーセント未満
オルト-トルイジン	0.1パーセント未満
クレオソート油	0.1パーセント未満
一・二・三-トリクロロプロパン	0.1パーセント未満
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	0.1パーセント未満
砒素 ^ニ 及びその化合物（三酸化砒素を除く。）	0.1パーセント未満
フェニルオキシラン	0.1パーセント未満
弗化 ^ニ ビニル	0.1パーセント未満
プロモエチレン	0.1パーセント未満

（有害物ばく露作業報告の対象及び期日）

第二条 事業者は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の上欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同年六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7）は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。